

公立大学法人広島市立大学広報委員会規程

平成22年4月1日

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 広報に関する事項
- (2) 本学のイメージ創造に関する事項
- (3) 広報誌及びホームページに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広報に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学術・社会貢献担当理事
 - (2) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 各1人
 - (3) 広島平和研究所が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 1人
 - (4) 企画室長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者
- 2 委員会に委員長を置き、学術・社会貢献担当理事をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、企画室長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項又は次条第3項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(アドバイザー)

第9条 前条に規定するもののほか、委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、委員会の審議事項に関し専門的な知見を有する教員から委員長が推薦し、理事長が任命する。
- 3 アドバイザーは、委員会に出席し、又は出席しないで、その専門的な知見から助言を行う。

(専門委員会)

第10条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。